

●第6章 注意事項・利用調整基準

■注意事項(必ずお読みください)

申込全般に関する注意事項

- 虚偽の申込について: お勤め先への在籍確認等により虚偽の申込が判明した場合は、入所決定の取消(退園)や費用の一部をお支払いいただくことがあります。
- 就労証明書について: 事業所等にお勤めの方は、必ずお勤め先に就労証明書の作成を依頼してください。万が一、無断作成や追記などが判明した場合は、入所決定の取消(退園)や刑法上の処罰対象となる場合がありますので、ご注意ください。
- 申込内容の変更: 申込書類提出後、就労状況や家庭状況等に変更があった場合は、速やかにこども未来課へご連絡ください。後日判明した場合、利用できなくなることがあります。
- 期限までに必要書類の提出がない場合: 入所調整において不利になるほか、入所決定後でも取消(退園)となる場合があります。
- 入所可否について: 電話やメールでのお問い合わせにはお答えできません。P.13を確認の上、お急ぎの場合は、本人確認書類を持参の上、窓口へお越しください。

入所・施設の利用に関するご注意

- 児童の安全確保: 集団生活や安全な保育の実施において配慮が必要なお子様については、事前に面談等を行い、施設での受入体制を整えるための調整をいたします。個別に対応を検討いたしますので、お気軽にこども未来課までご相談ください。
- 入所月の変更について: 内定(決定)後の入所月の変更や保育事由の変更は、やむを得ない場合を除き認められません。
- 受入開始について: 受入可能月齢に達していない場合は、達した月以降の入所となります。
- 保育時間について: 保育を希望する時間(標準・短時間)は、就労状況等により決定するため、ご希望に添えないことがあります。また、保護者の実際の就労や通勤等のために必要な時間についてご利用ください。
- その他:すでに上のお子様在教育利用で、下のお子様を「求職活動」で申し込む場合、上のお子様も保育利用となります。指定期日までに就労証明書の提出がない場合は退園等になります。

育児休業から復帰される方

- 慣らし保育について: 毎月、15日までに育児休業から復帰される場合で、慣らし保育を希望される場合は、「慣らし保育のための前月入所」が可能です。ただし、慣らし保育期間中の利用については、必ず、入所決定施設の指示に従ってください。なお、4月復帰の方は、前月入所(3月からの慣らし保育)の対象外となります。
- 育休延長希望の場合:
 - ①育休延長や給付金に関する手続きにつきましては、お答えできません。事前にお勤め先やハローワーク等にご確認ください。
 - ②育休延長を希望される場合でも、施設に空きがあれば入所決定となります。
 - ③保留通知書の発行(郵送)には10日前後時間を要しますので、事前にお勤め先やハローワーク等に確認の上、お早めに申し込み等の手続きをしてください。
 - ④提出後の申込書類のコピーのお渡しや返却は行っておりません。

【重要】育休取得後に復帰せず退職する場合や、有給消化後に退職する場合は、公平性を保つため「求職活動」でお申し込みください。就労(復帰予定)で申し込み、内定後に復帰していないことが判明した場合は、入所取消となります